

死亡牛のBSE検査未実施牛について

平成17年2月  
衛生管理課

【死亡した牛の届出の除外】

根拠法令：牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第2条

第二条 法第六条第一項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四条第一項又は第四条の二第一項の規定による届出をした場合
- 二 家畜伝染病予防法第四十条又は第四十五条の規定による検査中に牛が死亡した場合
- 三 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項の規定による許可を受けている製造業者が生物学的製剤の製造のためけい留する牛が死亡した場合
- 四 薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の農林水産大臣の指定した者が同項の検定のためけい留する牛が死亡した場合
- 五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が当該学術研究のためけい留する牛が死亡した場合
- 六 と畜場でと殺された場合

【死亡した牛の検査の除外】

根拠法令：牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第4条

第四条 法第六条第二項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 死亡した牛の検査を行う施設が存しない離島その他の地域において牛が死亡した場合であって、当該検査を行うことが困難であると都道府県知事が認める場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害又は不慮の事故により牛の死体が滅失し、又は毀損したことにより、当該牛の検査に供する検体を確保できない場合
- 三 家畜伝染病予防法第二十条第一項の規定により牛の死体の病性鑑定を行ったことにより、当該牛の検査に供する検体を確保できない場合
- 四 家畜伝染病予防法第三十二条第一項又は第二項の規定により牛の死体の移動、移入若しくは移出が禁止又は制限されていることにより、当該牛の検査に供する検体を確保できない場合

※ この他、夏場は腐敗により検体の延髄の採材が不可能となり、検査未実施となる事例がある。平成16年4月以降は、2県3頭程度の腐敗事例の報告がある。

## ○国内のBSE検査状況比較

死亡牛等(H13.10.18~H16.2.28) 対象:24か月齢≦	検査頭数(推計値)	陽性頭数	陽性率
合計	135,122	3	0.002220

※2月分の検査頭数を8,000として推計

と畜場(H13.10.18~H16.2.26) 対象:全頭	検査頭数	陽性頭数	陽性率
30か月齢以上(推計値)	1,609,548	9	0.000559
合計	4,189,039	11	0.000263

国内死亡牛合計陽性率/と畜場合計陽性率	8.455064
国内死亡牛合計陽性率/と畜場30か月齢以上推計陽性率	3.970604

## ○EUのBSE検査状況比較(主要15か国)

死亡牛(H14.1.1~H15.12) 対象:24か月齢≦	検査頭数	陽性頭数	陽性率
合計	2,622,309	2,936	0.111962

と畜場(H14.1.1~H15.12) 対象:30か月齢≦	検査頭数	陽性頭数	陽性率
合計	17,841,368	552	0.003094

EU死亡牛陽性率/と畜場合計陽性率	36.187723
-------------------	-----------

# BSEサーベイランスの対象経緯

(参考)

実施時期	H8.4.27~ H13.4.1	H13.4.2~ H13.10.17	H13.10.18~	H14.5.22~	H14.11.29~	H15.4.1~	H16.4.1~	H16.11.29~
主要根拠法令・通知、要領等	①②	③	④	④⑤	④(改正)	④⑥⑦⑧	④⑥⑦⑧	⑥⑦⑧⑨
一次検査手法	病理	WB(注 ~9.5 ELISA 9.6~	ELISA					

(注:プリオニクステスト) ↑H14.7.4~⑩による24か月齢以上の死亡牛の届出開始

## 各種制度上検査を実施するもの

### ○24か月齢以上の生体牛

特定臨床症状を示すもの								
中枢神経症状(※)を示すもの								
起立困難・起立不能で原因を特定できないもの								
疫学的に疑似患者とされたもの								
上記以外のもの								

### ○24か月齢以上の死亡牛

生前に特定臨床症状を示したもの								
生前に中枢神経症状(※)を示したもの								
生前に起立困難・起立不能を示し原因を特定できなかったもの								
疫学的に疑似患者とされたもの								
上記以外のもの								

備考

← 全頭検査開始 →  
猶予期間

全頭検査開始

## 防疫員が必要と認めた場合に実施するもの

### BSE特別措置法第6条第1項の届出除外対象牛に対して実施するもの等

規定に具体的な対象が記されていないもの

要領等  
マニュアル等  
指針等

可能な限り全頭検査  
除外規定以外全頭検査

### ○24か月齢未満の生体牛

特定臨床症状を示すもの								
中枢神経症状(※)を示すもの								
起立困難・起立不能で原因を特定できないもの								
疫学的に疑似患者とされたもの								
上記以外のもの								

### ○24か月齢未満の死亡牛

生前に特定臨床症状を示したもの								
生前に中枢神経症状(※)を示したもの								
生前に起立困難・起立不能を示し原因を特定できなかったもの								
疫学的に疑似患者とされたもの								
上記以外のもの								

※ヘモフィルス・ソムナス感染症、大脳皮質壊死症、ダウンナー症候群が疑われるものを含む

<根拠法令等>

- ① 「伝染性海綿状脳症を家畜伝染病予防法第62条の疾病の種類として指定する等の政令及び同施行規則について」2の(5)(平成8年4月27日付け8畜A第1126号農林水産省生産局長通知)
- ② 「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律等の施行について」(平成9年4月21日付け9畜A第867号農林水産省畜産局長通知)第1の1の(5)
- ③ 「平成13年度家畜伝染病予防事業における全国的サーベイランスの実施について」別添「牛海綿状脳症サーベイランス要領」  
(平成13年4月2日付け13-18農林水産省生産局畜産部衛生課長通知)
- ④ 「牛海綿状脳症(BSE)検査対応マニュアル」(平成13年10月18日付け13生畜第3956号農林水産省生産局畜産部長通知)Ⅱの2
- ⑤ 「牛海綿状脳症(BSE)に関する地域の連絡体制の強化等について」(平成14年5月22日付け14生畜第1220号農林水産省生産局畜産部長通知)
- ⑥ 「牛海綿状脳症対策特別措置法」第6条第2項
- ⑦ 「牛海綿状脳症対策基本計画」(平成14年7月31日公表)第3の1の(1)の③
- ⑧ 「家畜伝染病予防法」第5条第1項
- ⑨ 「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成16年11月29日付け16消安6228号農林水産省消費・安全局長通知)
- ⑩ 「牛海綿状脳症対策特別措置法」第6条第1項